## 小山田紀子氏学位請求論文審查

論文:アルジェリアにおける植民地支配の構造と展開―フランスの土地政策と 農村社会の変容―

#### I 論文の要旨

本論文は、19世紀アルジェリアにおけるフランスの植民地政策と入植民社会の形成過程、 それに伴うアルジェリア農村社会の変容過程を、土地制度と土地政策に注目し詳細に検討 した。

本論文の特徴は、第一に、フランス植民地アルジェリアにおける土地政策の展開過程を、オスマン帝国崩壊によるトルコ支配地の収用、抵抗部族の土地収用、法的解釈と部族分割による部族地での私的所有権の確立という3つの段階を想定し、とくに1860年代から70年代に成立した法令とその適用実態に注目し、詳細に分析したことである。

第二に、フランス植民地政策によるアルジェリア農村社会の変容を3つの時期に区分し、アルジェリアにおける植民地当局と社会の関係を、歴史を縦に輪切りにする形で検証したことである。植民地化前のオスマン帝国期における土地制度、植民地期における行政町村の形成と私的所有権の導入、そしてアルジェリア独立戦争開始から1962年エヴィアン合意までの時期における再編成(住民強制移住)政策と新村落の形成を検討した。

第三に、一次史料に基づくアルジェリア史研究が限られるなかで、著者の発見した史料を含め、一次史料に依拠して実証的な土地政策研究を行ったことである。一次史料の1つは、1966年に開設されたエクス・アン・プロヴァンス海外文書館が所蔵する総督府文書であり、その一部がワルニエ関係史料などである。もう1つは、アルジェの南西に位置するウアルスニス地方において著者が発見した19世紀後半の植民地行政史料であり、この地域において元老院決議の適用に際する法令書類、及び、植民地当局によって作成された土地台帳であり、これら史料に基づいて実証的に検証した。

以下各章の概要を示す。本論文は序論と三部からなり、第1部( $1\sim3$ 章)は、オスマン帝国支配下におけるアルジェリアの土地制度と農村社会の構造を、17世紀以降のトルコ政権との関係で捉える。

第2部( $4\sim8$ 章)は、植民地政策と土地政策を、上記のようにトルコ支配地の収用など3つの段階を想定し、なかでも部族地での私的所有権の確立とそれに伴う入植者への土地の移行を、1830年から 19世紀末まで、とくに 1860年代から 70年代に焦点を絞り分析している。

第3部(9~10章)は、アルジェリアに成立した植民地社会の構造と展開を、20世紀前半まで統計的分析などを踏まえて検討し、独立戦争期の住民強制移住政策(再編成政策)とこれに伴う農村社会の「根こそぎ化」の実態を中心に述べる。

序論では、フランス植民地アルジェリアにおける土地政策の展開過程とこれに伴うアルジェリア農村社会の変容、そして、植民地政策のもとで生み出されたアルジェリア植民

地支配の構造とその崩壊過程を分析すると述べる。現地の植民地行政文書に基づいて農村 社会の複雑な構造を検討することによって、豊かなヨーロッパ人農業と貧しいアルジェリ ア人農業という単純な二重構造論では解明できない、支配の構造とその崩壊過程を分析し ていくのである。

先行研究として本研究に関わるフランスやアルジェリア、そして日本の研究史を整理し、アルジェリア研究の概要(巻末)において、1874年創設のアルジェ大学文学部を拠点に「アルジェ学派」が形成され、1930年代には同学派の歴史認識にアルジェリア人学者が異議を唱え始めたなど、研究の興味深い経緯も指摘する。

第1部「オスマン帝国支配下のアルジェリア社会」では、1章で、アルジェリア駐在のトルコ軍人から択ばれて、1671年から始まったデイによる統治を検討する。当時、地中海におけるトルコ人の海賊活動は17世紀以降ヨーロッパ勢力の進出で打撃を受け、トルコ人は国家財源を求め、陸軍とこれを補完するマフゼン部族を再編強化し内陸の部族支配に向かった。

オスマン帝国期の政治組織は、デイ、ベイ、カリファ、アガ、カイド、シャイフからなり、ベイの任期は3年でその地位は世襲できなかった。トルコ統治は、4つの行政区、直轄領と3州からなった。直轄領はおもにアルジェ近郊の、農村とミチジャ平野からなる。トルコ権力の支配力は直轄領でも遠方では弱く、3州のうち中央のティトゥリー州ではデイ支配下の部族や南部の有力部族に制約され最も弱かった。

2章では、フランス征服前夜のアルジェリア社会は半遊牧生活の段階にあったと指摘する。 地域的には、サハラ砂漠と高原では遊牧部族が支配的であり、テル地方の平野(地中海に 面し、西から東に走るテルアトラス山脈とその南側の肥沃な地域)では半遊牧民、沿岸部 では灌漑設備をもつ私的土地所有の整った定住農耕生活が見られた。テル地方の平野で部 族地はアルシュと呼ばれ、数十家族などで移動し季節的な農業労働に従事するドゥアール が社会組織の基礎であった。

土地所有の形態は、国家的土地所有(ベイリク)、部族的・家族的土地所有(アルシュとムルク)、都市近郊の私的土地所有(ムルク)、宗教的土地所有(ハブウス)の 4 つに分かれた。例えば、国家所有地(ベイリク)は、デイやベイの直営地、アゼル地(トルコの譲渡地で、トルコ国家のために耕作する土地)、マフゼン地(特権部族マフゼンへの譲渡地)の 3 つに分かれた。また、家族共同体的土地所有地ムルクはカビリー地域では支配的であり、共有地以外(水場など)は家族が耕作する小農地に分配されていた。家族の土地所有権は証書で確認され、譲渡は相続か譲渡によった。ただし、売却にはベイの同意が必要で、土地の者ではないよそ者への売却は、属する農村共同体によって制限された。

デイを頂点とするアルジェ政庁は、18世紀末から19世紀初頭ころヨーロッパ列強の地中海進出に伴う国際関係の変化に直面した。17世紀後半以降、私掠活動からの国家財源低下を補うために、トルコ政権は農民から農産物を吸い上げヨーロッパ市場に輸出し販売差額収入を得ていた。しかし、イギリスが1806年に、フランスと同盟国を「逆封鎖」すると、アルジェリア小麦はフランス市場を失い、1822年以降フランス征服まで貿易赤字が続いた。貿易悪化は、ミチジャ平野や東部の豊かなボーヌ平野における穀物耕作を縮小させ、逆に、

牧畜地を拡大させた。1827年「扇の一打」事件を経て1830年にトルコ人支配は終了した。

第2部「フランス植民地政策とアルジェリア農村社会の変容」では、4章で、アルジェリア原住民社会が、植民地化による行政町村(コミューン)の形成によって変容する様相を、(イ)入植拠点の行政区の変遷(軍政や民政など)と市町村体制の確立、(ロ)原住民部族の解体と行政町村への統合から検討した。

アルジェリア市町村制は、3つの段階、すなわち、第1段階、市町村制形成の第一歩 (1830  $\sim$ 1870)、第2段階、市町村制が制度的には変化せず実態の緩やかな変化 (1870 $\sim$ 1956)、第3段階、市町村制の抜本的改革 (1956 $\sim$ 59) を経て形成された。

第1段階では、初期に自由植民が進められ(1830~40)、次にビュジョー総督のもと政府による植民政策(1841~51)が開始され、第二共和制下でパリの失業者追放のために推進されたなどが指摘される。第2段階では、1871年第三共和制成立に伴いアルジェリアでは軍政から民政に移管され、植民人口も増大し1880年には植民拠点も増加した。1876年にフランスのブドウ生産量が虫害で減少すると、アルジェリアにブドウ栽培が積極的に導入された。

この時期に行政村が創設され、1863年元老院決議によってフランス市町村制が導入された。ヨーロッパ系移民が増加し、アルジェリア北部には民政区、南部に軍政区が設置され、(イ)自治町村(フランス人多数で民政区に存在)、(ロ)混合町村(フランス人少数で民政区と軍政区に存在)、(ハ)原住民町村(原住民のみで軍政区に存在)が導入された。1869年には民政区で新しい市町村制が発足し、軍政区でも1868年総督令で類似の改革が実施され、フランス人の存在する「混合町村」と存在しない「準町村」が導入されてヨーロッパ人と原住民の共同体を結びつけようとした。

原住民部族の解体と植民地行政村への統合は、3つの段階で実施された。第1段階(1848~1863)では、部族を行政の中核とし部族領域を確定する作業がおこなわれ、カントンヌマン(原住民隔離)政策の考え方が生まれた。第2段階(1863~68)では、63年の元老院決議により部族は村落ドウアールに分割改変され、第3段階(1868以降)では、1868年総督令で軍政区に市町村制が導入され、村落ドウアールは重要な機能を付与されたのである。

5 章では、フランスによる軍事的占領下(1830~1851)おける土地政策と国有地の形成が検討される。トルコ人支配地ベイリクの収用、部族地の没収、部族分割による私的土地所有権の確立を経て国有地が形成された。なかでも 1851 年法は部族共有地アルシュ地に部族の用益権だけでなく処分権を認め、土地政策史の前期(1830~51)と後期(1851~73)を画した。

1841~51 年ころミチジャ平野では植民者による土地所有が拡大し、他方、アルジェリア 原住民農業は破壊が進み、庭園と優雅な住居のオレンジ庭園は切り倒され生産は低下し、 穀物価格は 2.5~3 倍に高騰したのである。

6章では、1852~64年におけるミチジャ平野での原住民隔離政策と土地所有の再編成、 すなわち、土地政策史の後期が検討される。カントンヌマン(原住民隔離)政策は1863年 元老院決議に結実し、決議に伴い設置された土地取引委員会(CTP)は部族地を分割した。 原住民を領地の一部に隔離し原住民を救済した一方で、残りの土地を植民者に配分し入植 地を拡大するために作業を進めたのである。

7章では、1863年元老院決議が発布され、根強い部族共同体的土地所有を解体していった経緯を分析する。部族領域を確定し、部族の領域をドゥアール成員の間で分割し、ドゥアール成員の個別的な土地所有権を確立した。同時に、新たに設置されたドゥアールは将来市町村をなすと想定され、同じく設置されたジュマア(村落会議)に町村の利益擁護と管理を委託した。村有財産と国有地の境界を画定し、私的土地所有(地)と共同所有地の区別を目的とした。

アルジェ州の西南に位置し、内陸山地ながらヨーロッパ人入植者も比較的多かったウアルスニス地方における植民地行政村の形成が検証される。山岳地域と山麓地域からなる比較的貧しい農業地域である。著者が発見した植民地当局によって作成された土地台帳とヒアリングにより、サリの先行研究で分析された農村地域と相違する地域を対象とし、ウアルスニス地方のトウエニ・テル・ハアド市の事例を分析した。

この地域でアブデルカーディルの反乱に伴う反仏運動が失敗すると、フランス軍兵舎が設置された。1863年の元老院決議の適用によって1866年に部族境界が画定され、1部族は1個から数個のドゥアールに分割された。国家から払い下げられた土地と、ヨーロッパ人やアルジェリア人の地主から買収した土地、そしてアルジェリア人農民から収用した土地に、入植拠点が創設されたのである。

8章では、1873年のワルニエ法を分析し、ウアルスニス地方における同法の適用と農民の土地喪失過程を検討する。ワルニエ法は、アルジェリアに生産力の回復をさせ、原住民と移民との間の不平等な土地分配をやめさせる目的で成立した。原住民の個人所有権をフランス法の下に置き、個人所有の存在するところではそれを証明し、存在しないところでは設定を目指した。この結果、アルジェリアの不動産はフランス法により支配されることになった。同時に、この政策は原住民に多大な経費を負担させ、対処しなかった原住民の共有地は競売に付された。本法の欠点が明らかになると修正策として1887年法が制定された。

ワルニエ法はワアルスニス地方の部族社会に転換をもたらした。1880 年以降、ワルニエ法の適用によって原住民に土地の権利書が交付されると、土地投機をもたらし土地集中が急速に進んだ。土地投機に参加したのはフランス人の官吏と入植者であり、同時に、植民地行政に組み込まれたアルジェリア人行政官などであった。彼らは、ウアルスニス山地の南斜面でも北斜面でも部族の旧領域を独占して行った。この過程でアルジェリア農民は土地を失い、多数の中小農民は森林地域に移動し非合法な開墾と耕作を始めたが、「共同責任の原理」によりここからも追放され、植民地拠点や都市への移住を強いられた。多くの農民は絶対的な貧困に置かれた一方で、フランス行政に組み込まれ大地主になったアルジェリア人が出現したのである。

第3部「アルジェリア植民地社会の構造とその崩壊過程」では、9章で植民地社会の構造

が分析される。ヨーロッパ人の開拓地は、収入の多い輸出向け作物の栽培を指向し、20世紀前半にミチジャ平野ではブドウ果樹園がヨーロッパ人耕作地の2/3を占めた。ブドウ栽培は1880年代から急増し、100 紀以上の大土地所有者がヨーロッパ人所有総面積の90%を占めた。約6000名のヨーロッパ人土地所有者は、50万人のアルジェリア人農民の4倍を上回る生産物を市場に供給した。1950~51年に、ヨーロッパ人の農業経営では100 紀以上の経営は約6400で平均規模は370紀であり、他方、10紀以下の経営は約7400で平均規模は3紀であった。他方、同じ時期に、アルジェリア人の農業経営では100紀以上の経営は8500で平均規模は199紀であり、10紀以下は約43万8000であり平均規模は3.1紀であった。

テル地方では、ブドウ栽培の増大に伴い穀物栽培用地が南部の砂漠地域に後退した。南部地域では 1906~10 年にアルジェリア人によって穀物が播種された面積 2 万 5000 盆は、1950 年には8万 5000 盆に増え、穀物生産は南部に「後退」したと指摘する。1945 年には私有地における家畜の徘徊が禁止され、丘陵地帯は牧羊者に閉鎖された。牧畜に適した北部で家畜は1926~35 年以降減少の一途を辿り、厳冬の1945 年まで安定的であった南部と対照的であった。

アルジェリア人の間でも土地所有に著しい不平等が形成された。100 紀以上を所有する5600名の地主が、10 紀未満の所有者約39万人の総所有面積とほぼ等しい土地を有した。10 紀以下の所有者とは別に、50万の家族は土地を所有しない小作や農業労働者であった。アルジェリア農村において農業を営む手段が減少し、同時に、農産物と購入品の価格差が拡大し、農業労働者の実質賃金が低下して著しい貧困を招いた。都市でもビドンヴィル(スラム)が急増し1953年には1938年の25倍に達した。こうした「根こそぎ化」のなかでアルジェリア戦争が勃発したのである。

10章では、54年の武装蜂起から本格化したアルジェリア独立戦争の過程で、フランス軍が実施した「再編成」政策と農村社会の変動を分析した。アルジェリア住民 215 万人(全人口の約25%)を強制移住させ、移住者に再編拠点での生活を強いた。

再編成は3つの段階を経て実施された。アルジェリア戦争の第1期(1955~59)には再編成は軍により無秩序に実施され、治安の悪い地域が禁止区域として50万人が避難を余儀なくされた。第2期(1959~61)になると再編成は公式政策として実施され、必要な再編成しか認められず村は生活機能を果たす進歩のシンボルとされた。3期(1961以降)には、軍による再編成の「解体」政策が開始され、住民の社会的向上も試みられたのである。

「再編成」は、3 つの型の移住を引き起こした。第一は、平野や都市の人口密集地域への家族単位などでの単純な移住(ルカズマン)であり、第二は、住民が集団として保護を求めて大量移住し、新しい拠点を創設すること(ルグルプマン)、第三は、同一地区内で散在した住居から集中した居住形態への移行(ルセールマン)であった。治安の悪かった山岳地域では第一と第二の移住が実施され、山麓地方と平野の地域で第三の移住が進められた。ウアルスニス地区が属するトゥニエ・テル・ハアド郡の例では 1960 年代末 20 キロ離

ウアルスニス地区が属するトゥニエ・テル・ハアド郡の例では、1960年代末、20キロ離れた地域から5000人が再編成され、永続的には500人しか留まらなかった。「新村落」は生活機能を果たさず、再建・農村住居委員会は適さない地域に建設を計画したのである。

他方、山岳地帯とミチジャ平野との間に位置するブリダ・アトラス山麓地域における新村落の創設では住民の移動距離は短く、再編成によって家族単位の生活範囲圏はあまり破壊されずにすんだ。戦争が終結するに向けて安全が回復するにつれ、耕地と牧草地の限界が山岳地域に上る形で古い生活手段が復活した。同時に、新村落における行政改革がなされ、新しい生活手段の道が開かれた。移住民の増加により山麓地域の開発が促進され、灌漑設備をもつ農場が作られ、栽培安定化のために斜面を整備する農業計画などが進められた。しかし、こうした試みにもかかわらず、再編成政策のもたらした一連の移住は、住民を「根こそぎ化」し、悲劇的な貧困と社会的な故郷喪失状態を引き起こしたのである。

結論では、軍隊による強力な住民再編成の政策が、アルジェリア全土に点在する貧困状態に置かれた住民を結集させ、アルジェリア農民のアイデンティティを意識させると同時に、連帯感を生み独立戦争に至ったと指摘する。独立戦争においてフランス軍の側で戦かったアルジェリア人の補充兵部隊の兵士、正規軍兵士、それに文民の有力者からなるハルキ約25万人のうち、独立後2万5000~3万人がフランスに脱出し、残り22万人の多くは殺害された。フランスではアルジェリアのヨーロッパ人の引揚者と並んで、社会から隠蔽されてきたハルキが1970年代以降、生活保障を要求し、第二世代の権利要求運動が次々と生じていると結んでいる。

#### Ⅱ 論文審査の要旨

本論文の学問的業績は、第一に、1830年から19世紀末まで、トルコの所有地の接収後、入植者に土地を譲渡するために部族地における私的所有権を確立させ、同時に、「無主地」と見なした部族地(共有地など)を接収し、部族共同体が解体されていく過程を発布された法令や措置をもとに綿密に跡付けた点であり、とくに農民が移住を強制され土地から「根こそぎ化」されていく実態を詳細に検討している。

第二に、オスマン帝国下におけるアルジェリアの土地制度に関しては、エクス・アン・プロヴァバンス海外文書館所蔵の植民地行政文書、植民地時代に関しては、アルジェ県立文書館蔵のコミューンごとの文書、独立戦争の「再編成」期に関しては、ウアルスニス地方の一町村で著者が発見した行政文書と土地台帳など、植民地行政史料に依拠して分析した点である。これら一次史料に基づく研究は限られ、日本において最近になって進められ始めたなかで、1980年代から一次史料に注目してきたことはおおいに評価できるといえよう。

第三に、アルジェリア人研究者サリが先行研究ウアルスニス研究において分析した地域の、東に広がる地域を対象に、発見した土地台帳をもとに地主の実態や土地所有形態を詳細に分析し、先行研究で一般的に言及されたに留まった事象や二重構造の実態を検証した点である。ヨーロッパ人入植者との関連でこれまで研究されてきたアルジェ近郊のミチジャ平野などと相違し、比較的研究が少ないアルジェリアの内陸部や山岳地域を分析したことである。

第四に、オスマン帝国期、フランス植民地期、そして独立直後までの長い時期を視野

に入れ、アルジェリア史を歴史的に縦に輪切りし、土地政策と土地制度を整理したことである。1980年代以降日本でも徐々に研究が開始されているアルジェリア研究の基礎となる、法令、貿易を含む経済構造、農村の複雑な土地所有など、貴重な事実と分析を提供している。同時に、単純な二重構造への疑問をもとに展開された植民地社会の分析は、独立後から今日までのアルジェリアを考察するときにも有効な視座を提示している。

審査において、いくつかの問題点および今後の課題が指摘された。

第一に、アルジェリア研究にとって貴重な発見や分析がなされ、トルコ所有地の収用、抵抗部族の土地収用、法的解釈と部族分割による部族地における私的所有権の確立を検討するとしながらも、問題設定が十分には述べられていない。例えば、先行研究にたびたび見られるヨーロッパ人農業とアルジェリア人農業という単純な二重構造論へ著者が投げかけた疑問に応えるには、植民地化の過程でフランス人植民者の間における土地所有の不平等とともに、アルジェリア人の間において土地所有が非常に不平等で、アルジェリア人の少数大地主が特権の維持や拡大を植民地制度に依拠したことを、関連づけて展開する必要があるといえよう。

また、先行研究として詳細に一連のアルジェリア研究を紹介しているけれども、先行研究に対する本論文の位置づけこそ、本研究のもつ学術的な貢献を明らかにするといえよう。 第二に、アルジェリアの各地方、いくつかの都市の近郊、アルジェ近郊の肥沃なミチジャ平野など、アルジェリア諸地方における、植民地政策と強制移住に伴う「根こそぎ化」が詳細に検討されている。本研究が数少ないアルジェリア研究であればあるほど、必要項目を付加した地図などを十分に用い、地域的な「根こそぎ化」とその相互関連を十分伝えられるように配慮することが必要であろう。

植民地期にアルジェリアの諸地域に生じた変化、北部の豊かな沿岸平野部と南部の砂漠地帯、アルジェ周辺の肥沃な平野、そして山岳―山麓―平野などの相違が、さらには、それらの地域を彩ったオスマン帝国期の土地所有が、植民地政策に伴う強制移住のなかで諸地域にもたらしたのであり、それゆえ諸地域の変化を相互に関係づけて捉えることが、アルジェリア社会全体の変容を重層的で立体的に描きだすことになる。まさに、アルジェリアの諸地域における変化を、著者の説く「農村の地方史」を視野に入れて整理することによって、本論文は今後のアルジェリア研究に大きな貢献をなすといえよう。

第三に、アルジェリアで実施された植民地政策や土地政策の展開が、フランスの内政との関係では検討されているけれども、フランス帝国の植民地政策に位置づけ、インドシナなど他地域における政策との比較を視野に入れた検討はされていない。これら国際関係を視野に入れた分析は、アルジェリアにおけるフランス植民地政策の特徴を明らかにし、同時に、国際関係学への貢献となるであろう。

第四に、 結論において、フランス側に立って戦ったハルキを、フランスにおける最近の 出版物や研究に触れて言及している。ハルキの存在は、オスマン帝国期、フランスの植民 地期、そして独立以降の時期における、アルジェリア人大地主とその関係者が形成された 経緯と密接に関わり、ハルキに注目することは、著者の説く「単純でない二重構造」を分 析するうえで重要な部分をなす。本論文の展開に関連させてハルキの出自や地域性を描く ことが、フランス植民地化政策の特性を逆の形で浮かびあがらせるであろう。

### 審査結果

審査委員会は、論文が主題の重要性、史料の収集と分析において学術論文として高い水準にあり、内容においても先行研究に付加したものが認められ、アルジェリア研究および北アフリカ・中東研究に貢献するものと認めた。したがって申請者に博士(国際関係学)の学位を授与することを全員一致で決定した。

# 2014年1月27日

論文審查委員 (主查) 津田塾大学 教授 加納弘勝

教授 北見秀司

教授 三澤健宏

明治大学 教授 福田邦夫

津田塾大学 名誉教授 小倉充夫